

砺波市告示第146号

砺波市農地・農業用施設小規模災害復旧支援金交付要綱を次のように定める。

令和5年8月2日

砺波市長 夏 野 修

砺波市農地・農業用施設小規模災害復旧支援金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、砺波市補助金等交付規則（平成16年砺波市規則第31号。以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、被災した農地又は農業用施設の小規模な復旧工事（以下単に「復旧工事」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、その一部を砺波市農地・農業用施設小規模災害復旧支援金（以下「支援金」という。）として交付することにより、迅速な復旧及び被災者の負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）農地 耕作の用に供されている土地（作付けの季節的要因、生産調整等により一時的に休耕しているものを含む。）をいう。ただし、1年を超えて休耕しているものを除く。
- （2）農業用施設 農地の利用又は保全上必要な施設であつて、農業用排水路、農業用道路、ため池等農業の用に供する施設をいう。

（支援金の額）

第3条 支援金の額は、1箇所（一の農地で複数箇所が被災している場合を含む。）当たりの復旧工事に要する経費（以下「工事費」という。）が7万円以上15万円未満の場合にあつては5万円、15万円以上40万円未満の場合にあつては10万円とする。ただし、個人又は共助により復旧したものは、5万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、別に定める基準により支援金を交付することができる。

（交付要件）

第4条 支援金は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に交付する。

- （1）令和5年7月12日の豪雨災害以降に被災した農地又は農業用施設（以下「被災農地等」という。）であること。
- （2）当該被災時における最大24時間雨量が80ミリメートル以上であること。
- （3）対象となる被災農地等が次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

- ア 現に耕作している個人所有の農地（家庭菜園を除く。）であること。
- イ 受益が2戸以上の個人所有の農業用施設であること。
- (4) 被災農地等の復旧に対し、国又は県から補助金等が交付されないこと。
- (5) 復旧工事が次に掲げる要件のいずれかに該当すること。ただし、申請時点において復旧工事を工事事業者等に発注したもの又は復旧工事が完了したものを含む。
 - ア 砺波市内の工事事業者等に発注するものであって、その工事費が7万円以上40万円未満であること。
 - イ 個人又は共助により復旧するものであって、その労務費用が7万円を超えていること。
 - ウ その他市長が特に認める復旧工事であること。

(交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、被災した日から起算して90日（国又は県に補助申請を行ったものの、採択基準に適合しなかった場合にあっては120日）以内に、砺波市農地・農業用施設小規模災害復旧支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、一の被災農地等で管理者が2人以上いる場合は、その代表者を申請者とする。

- (1) 工事箇所が分かる地図
- (2) 被災状況が確認できる現況写真
- (3) 当該復旧工事が完了した場合にあっては、これを証する写真
- (4) 復旧工事に係る見積書（当該復旧工事が完了した場合にあっては、請求書又は領収書の写し）
- (5) 個人又は共助により復旧するものにあっては、総労務時間数が確認できるもの
- (6) 支援金の振込先口座の口座番号等が記載された通帳、キャッシュカード等の写し

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書について、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、砺波市農地・農業用施設小規模災害復旧支援金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するとともに、速やかに支援金を交付するものとする。

(完了届)

第7条 支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、復旧工事が完了したときは、砺波市農地・農業用施設小規模災害復旧工事完了届（様式第3号。以下「完了届」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、復旧工事の完了後に第5条の規定による申請書を提出した場合にあっては、完了届の提出は不要とする。

- (1) 復旧工事が完了したことを証する写真
- (2) 復旧工事に係る請求書又は領収書の写し

2 市長は、前項本文の規定により提出された完了届に基づき、支援金が増額となる場合にあっては、既に交付した支援金との差額を交付し、支援金が減額となる場合にあっては、既に交付した支援金との差額の返還を求めるものとする。

（取消し又は返還）

第8条 交付決定者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、市長は当該支援金の交付を取り消し、返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和5年7月12日の豪雨災害以降における被災農地等に対する支援金について適用する。